

「あらかわ医院病児・病後児保育室 利用規約」

第1条（名称）

本保育名称を「あらかわ医院病児・病後児保育室」（以下、本保育室という）とし、管理、運営は医療法人あらかわ医院（以下、当院という）が行う。

第2条（所在地）

本保育室は尾張旭市大久手町中松原 39 番地に所在する当院内に置く。

第3条（目的）

病時期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を尾張旭市の委託事業として行うことにより、地域社会の医療促進および育児支援を目的とする。

第4条（看護保育の方針）

小児科医・看護師・保育士がチームとなり、病気の児童の看護・保育に当たり、身体・精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第5条（病児・病後児保育の対象）

利用対象は、生後2ヶ月から小学3年生までの児童で、病気または病気の回復期であることから、保育園等での集団生活が困難かつその保護者がやむを得ない事由で、家庭で育児が困難な場合でなければならない。

2. 定員は原則6名とする。但し、感染の危険性が高い疾患等による利用申込があり、隔離室が確保できない等のやむを得ない事由のより定員を下回って受け入れる場合がある。

第6条（利用方法）

利用時間は次のとおりとする。但し、土曜を除き、別途予約をすることにより、午後7時まで延長して利用できるものとする。

月～金：午前8:30～午後5:00

土：午前8:30～午後1:00

（休室日：日曜、土曜午後、祝日、夏期休暇、年末年始休暇、当院特別休診日）

2. 予約は次のとおりとする。

- ①利用日前日午後9時よりWEB予約にて当日の予約を受け付ける（当日午前8時30分締め切り）。
- ②締切時間以降の予約は、定員に余裕があるときに限り受け付ける。
- ③予約のキャンセルは、遅くとも利用日当日の午前8時00分までにWEBから行うこととする。
- ④午前9時を超過しても来院のない場合は、予約をキャンセルしたものとみなす。
但し、事前に来院遅延の連絡があった場合はこの限りではない。
- ⑤利用延長の申し込みは利用日当日の午後0時までとする。

3. 利用申込は次のとおりとする。

- ①利用日当日の原則午前8時30分までに「病児・病後児保育利用申込書」「利用時確認書」「あらかわ医院病児・病後児保育室利用規約」を当院受付窓口に提出することにより行う。
- ②利用日当日午前8時30分以降の利用申込は、定員に余裕があるときに限り受け付ける。
- ③利用日当日の午前8時30分以降、児童は保護者同伴で医師の診察を受ける。
- ④利用申込は、利用登録完了後か、または、利用登録と同時に進行。
〈裏面へ続く〉

第7条（利用料金等）

基本料金は、1日当たり一律2,000円（尾張旭市外在住の場合は3,000円）とする。

2. 本保育室で用意するオプションの利用料金は次のとおりとする。

| 品 物 | 単価 | 内 容 |
|---------|----------|------------------------|
| 紙おむつセット | 200円/セット | 3枚セット |
| タオルセット | 200円/セット | バスタオル2枚のセット（レンタル） |
| マスク | 20円/枚 | 使い捨てのもの：1枚 |
| 冷却シート | 50円/枚 | 冷えピタ |
| 延長保育 | 500円/30分 | 平日午後5時～午後7時のご利用30分毎に加算 |

3. 本保育室で用意するものは上記オプションに限る（医療設備は除く）ため、必要なものは各自で用意しなければならない。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。

第8条（料金支払方法）

診療料および利用料金等は、児童の預け入れ時に支払う。

2. 利用中に児童の病状の変化等により緊急に医師が診察した場合は、別途診療料を支払う。また、児童のお迎え時、保護者の判断により診察をした場合も同様とする。
3. 前項1、2の診療料の支払いは、子ども医療費助成の範囲内については要しない。
4. オプション料金など基本料金以外のもので、いったん当院が受領した金員については、利用の有無にかかわらず返還しないものとする。

第9条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第10条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ②暴風警報、東海地震注意情報が発令されたとき。
- ③インフルエンザ等感染症の流行により感染の危険性が高いとき。
- ④当院の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤本利用規約に従わないとき。

第11条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室を利用する間、「病児・病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先に当院が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第12条（規約の変更）

本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申込をします。

令和 年 月 日

保護者 署名欄 _____